令和４年度福島県海岸漂着物等モニタリング調査業務委託仕様書

１　業務の目的

本県では、海の良好な景観及び環境の維持・向上を推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第１４条第１項の規定に基づき、令和元年５月に「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、海岸漂着物対策を推進することとした。

海岸漂着物対策を効果的に講じるためには、本県における海岸漂着物等の組成や存在量を把握し、さらにはそれらの経年的変化や発生原因を把握する必要があることから、地域計画に基づき、県内の海岸における海岸漂着物等のモニタリング調査を実施する。

２　業務の期間

契約締結から令和４年１０月３１日（月）まで

３　業務の内容

県内の海岸３地点において、漂着物の量、組成及び発生原因に関する調査を行う。

(1)　調査地点

調査地点は次の区域からそれぞれ１地点の計３地点を選定する。

選定に当たっては、受託業者が各区域の候補地点を選定し、委託者と協議の上決定する。（「原子力災害対策特別措置法」に基づく避難指示区域内は実施しない。）

ア　新地町～南相馬市の海岸

イ　浪江町～広野町の海岸

ウ　いわき市の海岸

(2)　調査頻度、時期

各調査地点１回とし、委託者と協議の上日程を決めて実施するものとする。

(3)　調査範囲及び調査方法

環境省が作成した「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和２年６月　第２版）」の「７．調査方法」に基づき実施する。

なお、漂着ごみの分類範囲は、原則ガイドラインの必須項目とするが、委託者から指示があった場合は必須項目を細分化したオプション項目とする。

４　報告

業務終了後に、上記業務内容をまとめた報告書２部と電子データ（PDF 形式及び WORD 又は EXCEL）を CD－ROM で提出すること。

また、すべてのモニタリング調査日についての作業年月日、作業場所、作業内容を記載した作業日報（任意様式）を作成し、作業内容を把握できる写真を３枚以上添付すること。

なお、委託者から業務進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

5　その他

(1)　資料の貸し出し

本業務実施のために必要な書類、関係資料等は受託者の要望があれば、委託者が受託者に無償で貸与する。なお、貸与された資料は業務完了時に全て返却しなければならない。

(2)　ごみの処分

回収したごみは、分類・計測が終了した後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に則り、受託者の責任で適正に処理すること。

(3)　法令等の遵守

この業務を実施するに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

(4)　別途協議

作業内容について不明な点がある場合は、委託者に随時問い合わせて説明を受けること。

なお、本仕様書に記載のない事項は、別途協議し定めるものとする。